

有線テレビジョン放送施設の線と同一の線路を使用する  
電気通信回線設備を用いるインターネット接続サービス  
標準契約約款

目次

- 第1章 総則（第1条－第3条）
- 第2章 契約（第4条－第16条）
- 第3章 付加機能（第17条）
- 第4章 回線相互接続（第18条・第19条）
- 第5章 利用中止及び利用停止（第20条・第21条）
- 第6章 利用の制限（第22条）
- 第7章 料金等
  - 第1節 料金（第23条）
  - 第2節 料金の支払義務（第24条－第27条）
  - 第3節 割増金及び延滞利息（第28条・第29条）
- 第8章 保守（第30条－第33条）
- 第9章 損害賠償（第34条・第35条）
- 第10章 雑則（第36条－第41条）

## 第1章 総 則

### (約款の適用)

第1条 当市は、この有線テレビジョン放送施設（有線テレビジョン放送法（昭和47年法律第114号）第2条第2項に有線テレビジョン放送施設及びこれに接続させる受信設備をいう。）の路線（有線電気通信法（昭和28年法律第96号（第2条第2項に規定する有線電気通信設備であって、他の電気通信事業者により提供されるものを除く。））と同一の線路を使用する電気通信回線設備を用いるインターネット接続サービス契約約款（以下「約款」といいます。）電気通信事業法（昭和59年法律第89号。以下「事業法」といいます。）第31条第1項の規定に基づき総務大臣に届け出たインターネット接続サービスに係る料金表（以下「料金表」といいます。）並びに当市が別に定める電気通信事業法施行規則（昭和60年郵政省令第25号「以下事業法施行規則」といいます。）第21条の2に規定する事項及び事業法施行規則第19条の2各号に掲げる料金により、インターネット接続サービスを提供します。

### (約款の変更)

第2条 当市は、事業法の規定による標準契約約款の変更を受けて、又は事業法の規定に基づき総務大臣の許可を受けて、この約款を変更することがあります。この場合には、料金その他の提供条件は、変更後の約款によります。

### (用語の定義)

第3条 この約款においては、次の用語はそれぞれ次の意味で使用します。

用 語	用 語 の 意 味
1 電気通信設備	電気通信を行うための機器、器具、線路その他の電氣的設備
2 電気通信サービス	電気通信設備を使用して他人の通信を媒介すること、その他電気通信設備を他人の通信の用に供すること
3 電気通信回線設備	送信の場所と受信の場所との間を接続する伝送路設備及びこれと一体として設置される交換設備並びにこれらの附属設備
4 電気通信回線	電気通信事業者から電気通信サービスの提供を受けるために使用する電気通信回線設備
5 インターネット接続サービス	主としてデータ通信のように供することを目的として、インターネットプロトコルにより符号の伝送交換を行うための電気通信回線設備を用いて行う電気通信サービス
6 インターネット接続サービス取扱所	1 インターネット接続サービスに関する業務を行う当市の事業所 2 当市の委託によりインターネット接続サービスに関する契約の事務を行う者の事業所
7 契約	当市からインターネット接続サービスの提供を受けるための契約

8 契約者	当市と契約を締結している者
9 契約者回線	当市との契約に基づいて設置される電気通信回線
10 端末設備	契約者回線の一端に接続される電気通信設備であって、一部の設置場所が他の部分の設置の場所と同一の構内（これに準ずる区域内を含みます。）又は同一の建物内であるもの
11 端末接続装置	端末設備との間で電気通信信号の交換等の機能を有する電気通信設備
12 自営端末設備	契約者が契約する端末設備
13 自営電気通信設備	第一種電気通信事業者以外の者が設置する電気通信設備であって、端末設備以外のもの。
14 相互接続事業者	当市と電気通信設備の接続に関する協定を締結している電気通信事業者
15 技術基準	端末設備等規則（昭和60年郵政省令第31号）で定める技術基準
16 消費税相当額	消費税法（昭和63年法律第108号）及び同法に関する法令の規定に基づき課税される消費税の額並びに地方税法（昭和25年法律第226号）及び同法に関する法令の規定に基づき課税される地方消費税の額

## 第2章

（インターネット接続サービスの種類等）

第4条 契約には、料金表に規定する種類、種別、品目等があります。

（契約の単位）

第5条 当市は、契約者回線1回線ごとに一の契約を締結します。この場合、契約者は一の契約につき1人に限ります。

（最低利用期間）

第6条 インターネット接続サービスには、1年以内で当市が別に定める最低利用期間があります。  
2 契約者は、前項の最低利用期間内に契約の解除があった場合は、当市が定める期日までに、料金表の定めによる解除料を支払っていただきます。

（契約者回線の終端）

第7条 当市は、契約者が指定した場所内の建物又は工作物において、端末接続装置を設置し、これを契約者回線の終端とします。

2 当市は、前項の設置場所を定めるときは、契約者と協議します。

(契約者申込みの方法)

第8条 契約の申込みをするときは、次に掲げる事項について記載した当市所定の契約申込書を契約事務を行うインターネット接続サービス取扱所に提出していただきます。

- 1 料金表に定めるインターネット接続サービスの種類、種別、品目等
- 2 契約者回線の終端とする場所
- 3 その他インターネット接続サービスの内容を特定するために必要な事項

(契約申込みの承諾)

第9条 当市は、契約の申込みがあったときは、受け付けた順序に従って承諾します。ただし、当市は、当市の業務の遂行上支障があるときは、その順序を変更することがあります。この場合、当市は、申込みを行ったものに対してその理由とともに通知します。

- 2 当市は、前項の規定にかかわらず、インターネット接続サービスの取扱い上余裕のないときは、その承諾を延期することがあります。
- 3 当市は、第1項の規定にかかわらず、次の場合には、契約の申込みを承諾しないことがあります。
  - 1 契約者回線を設置し、又は保守をすることが技術上著しく困難なとき。
  - 2 契約の申込みをした者がインターネット接続サービスの料金その他の責務（この契約に規定する料金及び料金以外の責務をいいます。以下同じとします。）の支払いを現に怠り、又は怠るおそれがあると認められる相当の理由があるとき。
  - 3 その他当市の業務の遂行上著しい支障があるとき。

(インターネット接続サービスの種類等の変更)

第10条 契約者は、料金表に規定するインターネット接続サービスの種類、種別、品目等の変更の請求をすることができます。

- 2 前項の請求の方法及びその承諾については、第8条（契約の申込みの方法）及び前条（契約申込みの承諾）の規定に準じて取り扱います。

(契約者回線の移転)

第11条 契約者は、契約者の負担により、同一の構内又は同一の建物内における、契約者回線の移転を請求できます。

- 2 契約者回線の移転が前項に定める場所以外であった場合は、契約内容の変更又は制限がある場合があります。
- 3 当市は、第1項の請求があったときは、第9条（契約申込みの承諾）の規定に準じて取り扱います。
- 4 第1項の変更に必要な工事は、当市が指定した者が行います。

(インターネット接続サービスの利用の一時中断)

第 12 条 当市は、契約者から請求があったときは、インターネット接続サービスの利用の一時中断(その契約者回線を他に転用することなく一時的に利用できないようにすることをいいます。)を行います。

(その他の契約内容の変更)

第 13 条 当市は、契約者から請求があったときは、第 8 条(契約の申込みの方法)第 3 号に規定する契約内容の変更を行います。

2 前項の請求があったときは、当市は、第 9 条(契約申込みの承諾)の規定に準じて取り扱います。

(譲渡の廃止)

第 14 条 契約者が契約に基づいてインターネット接続サービスを受ける権利は、譲渡することができません。

(契約者が行う契約の解除)

第 15 条 契約者は、契約を解除しようとするときは、あらかじめそのことを当市が別に定めるインターネット接続サービス取扱所に当市所定の方法により通知していただきます。

2 前項による契約解除の場合、当市は、当市に帰する電気通信設備の資産等を撤去いたします。ただし、撤去に伴い、契約者が所有若しくは占有する土地、建物その他の工作物等の復旧を要する場合、契約者にその復旧にかかる復旧費用を負担していただきます。

(当市が行う契約の解除)

第 16 条 当市は、次の場合には、その契約を解除することがあります。

1 第 2 1 条(利用停止)の規定によりインターネット接続サービスの利用停止をされた契約者が、なおその事実を解消しないとき。

2 電気通信回線の地中化等、当市又は契約者の責めに帰すべきからざる事由により当市の電気通信設備の変更を余儀なくされ、かつ、代替構築が困難でインターネット接続サービスの継続ができないとき。

2 第 2 1 条(利用停止)の規定のいずれかに該当する場合に、その事実が当市の業務の遂行に特に著しい支障を及ぼすと認められる相当の理由があるとき、前項第 1 号の規定にかかわらず、インターネット接続サービスの利用停止をしないでその契約を解除することがあります。

3 当市は、第 1 項の規定により、その契約を解除しようとするときは、あらかじめ契約者にそのことを通知します。

4 当市は、第 1 項の規定により、その契約を解除しようとするときは、当市に帰する電気通信設備の資産等を撤去いたします。ただし、撤去に伴い、契約者が所有若しくは占有する土地、建物その他の工作物等の復旧を要する場合、契約者にその復旧にかかる復旧費用を負担していただきます。

### 第3章 付加機能

#### (回線相互接続の請求)

第18条 契約者は、その契約者回線において又はその終端に接続されている電気通信設備を介して、その契約者回線と本市又は、本市以外の電気通信事業者が提供する電気通信回線とを相互に接続する旨の請求をすることができます。この場合、その接続に係る電気通信回線の名称、その接続を行う場所、その接続を行うために使用する電気通信設備の名称その他その接続の請求の内容を特定するための事項について記載した本市指定の書面を本市が別に定めるインターネット接続サービス取扱所に提出していただきます。

2 本市は、前項の請求があった場合において、その接続に係る電気通信回線の利用に関する本市又は本市以外の電気通信事業者の契約約款等によりその接続が制限されるときを除き、その請求を承諾します。

#### (回線相互接続の変更・廃止)

第19条 契約者は、前条の回線相互接続を変更又は、廃止しようとするときは、その旨を本市に通知していただきます。

2 前条（回線相互接続の請求）の規定は、回線相互接続の変更について準用します。

### 第5章

#### (利用中止)

第20条 本市は、次の場合には、インターネット接続サービスの利用を中止することがあります。

- 1 本市の電気通信設備の保守上又は工事上やむを得ないとき。
- 2 第22条（利用の制限）の規定によりインターネット接続サービスの利用を中止するとき。
- 3 前条に規定する場合のほか、付加機能に関する利用について料金表に別段の定めがあるときは、本市は、その料金表に定めるところによりその付加機能の利用を中止することがあります。
- 4 前2項の規定により、インターネット接続サービスの利用を中止するときは、あらかじめそのことを契約者にお知らせします。ただし、緊急やむを得ない場合は、この限りではありません。

#### (利用停止)

第21条 本市は、契約者が次のいずれかに該当するときは、6か月以内で本市が定める期間（インターネット接続サービスの料金その他の責務（この約款により支払いを要することとなったものに限ります。以下この条において同じとします。）を支払わないときは、その料金その他の責務が支払われるまでの間）、そのインターネット接続サービスの利用を停止することがあります。

- 1 料金その他の責務について、支払い期日を経過してもなお支払わないとき（支払期日を経過した後、本市が指定する料金収納事務を行う事業所以外において支払われた場合であって、本市がその支払いの事実を確認できないときを含みます。）
- 2 契約の申込みにあたって、本市所定の書面に事実と反する記載を行ったこと等が判明したと

き。

- 3 第37条（利用に係る契約者の義務）の規定に違反したとき。
  - 4 事業法又は事業法施行規則に違反して当市の電気通信回線設備に自営端末設備、自営電気通信設備、他社回線又は当市の提供する電気通信サービスに係る電気通信回線を接続したとき。
  - 5 事業法又は事業法施行規則に違反して当市の検査を受けることを拒んだとき、又はその検査の結果、技術基準に適合していると認められない自営端末設備若しくは自営電気通信設備について電気通信設備との接続を廃止しないとき。
  - 6 前各号のほか、この約款に違反する行為、インターネット接続サービスに関する当市の業務の遂行若しくは当町の電気通信設備のいずれかに著しい支障を与え又は与えるおそれのある行為を行ったとき。
- 2 当市は、前条の規定により、インターネット接続サービスの利用停止をするときは、あらかじめその理由、利用停止をする日及び期間を契約者に通知します。

#### （利用の制限）

- 第22条 当市は、天災、事変その他の非常事態が発生し、又は発生するおそれがある場合で必要と認めるときは、災害の予防若しくは救援、交通、通信若しくは電力の供給確保又は秩序の維持のために必要な事項を内容とする通信及び公共の利益のために緊急を要する事項を内容とする通信であって事業法施行規則で定めるものを優先的に取り扱うため、インターネット接続サービスの利用を制限することがあります。
- 2 通信が著しくふくそうしたときは、通信が相手先に着信しないことがあります。
  - 3 インターネット接続サービスの利用者が、当市の電気通信設備に過大な負担を生じる行為をしたときは、その利用を制限することがあります。

## 第6章 料金等

### 第1節 料金

#### （料金の適用）

- 第23条 当市が提供するインターネット接続サービスの料金は、加入料、利用料、端末接続装置利用料、付加機能使用料、手続きに関する料金及び工事に関する費用とし、料金表（料金表及び当市が別に定める事業法施行規則第19条の2各号に掲げる料金をいいます。以下同じとします。）に定めるところによります。
- 2 料金の支払方法は、当市が別に定めるところによります。

### 第2節 料金の支払義務

#### （利用料等の支払義務）

- 第24条 契約者は、その契約に基づいて当市がインターネット接続サービスの提供を開始した日（付加機能又は端末接続装置の提供については、その提供を開始した日）から起算して、契約の解除があった日（付加機能又は端末接続装置の廃止については、その廃止があった日）の前日まで

の期間（提供を開始した日と解除又は廃止があった日が同一の日である場合は一日間とします。）について、本市が提供するインターネット接続サービスの機能に応じて料金表に規定する利用料又は使用料（以下「利用料等」といいます。以下この条件において同じとします。）の支払いを要します。

2 前項の期間において、利用の一時中断等によりインターネット接続サービスの利用ができない状態が生じたときの利用料等の支払いは次によります。

- 1 利用の一時中断をしたいときは、契約者は、その期間中の利用料等の支払いを要します。
- 2 利用停止があったときは、契約者は、その期間中の利用料等の支払いを要します。
- 3 前2号の規定によるほか、契約者は、次の表に掲げる場合を除き、インターネット接続サービスを利用できなかった期間中の利用料等の支払いを要します。

区 分	支払いを要しない料金
1 契約者の責めによらない理由により、そのインターネット接続サービスを全く利用できない状態（その契約に係る電気通信設備によるすべての通信に著しい支障が生じ、全く利用できない状態と同程度の状態となる場合を含みます。）が生じた場合（次号に該当する場合を除きます。）に、そのことを本市が認知した時刻から起算して、24時間以上その状態が連続したとき。	そのことを本市が認知した時刻以後の利用できなかった時間（24時間の倍数である部分に限ります。）について、24時間ごとに日数を計算し、その日数に対応するそのインターネット接続サービスについての利用料等（その料金が料金表の規定により利用の都度発生するものを除きます。）。
2 本市の故意又は重大な過失によりそのインターネット接続サービスを全く利用できない状態が生じたとき。	そのことを本市が知った時刻以後の利用できなかった時間について、その時間に対応するそのインターネット接続サービスについての利用料等
3 移転に伴って、そのインターネット接続サービスを利用できなくなった期間が生じたとき。	利用できなくなった日から起算し、再び利用できる状態とした日の前日までの日数に対応するそのインターネット接続サービスについて利用料等。

3 本市は、支払いを要しないこととされた利用料等が既に支払われているときは、その料金を返還します。

（加入料等の支払義務）

第25条 契約者は、第8条（契約申込みの方法）の規定に基づき契約の申込みを行い本市がこれを承諾したときは、料金表に規定する加入料の支払いを要します。

（手続きに関する料金の支払義務）

第26条 契約者は、約款に規定する手続きの請求を行い本市がこれを承諾したときは、手続きに関する料金の支払いを要します。ただし、その手続きの着手前にその契約の解除又は請求の取消しがあったときは、この限りではありません。この場合、既にその料金が支払われているときは、本市は、その料金を返還します。



(工事に関する費用の支払い義務)

第 27 条 契約者は、約款に規定する工事の請求を行い当市がこれを承諾したときは、工事に関する費用の支払いを要します。ただし、工事の着手前にその契約の解除又は請求の取消し（以下この条において「解除等」といいます。）があったときは、その料金を返還します。

2 工事の着手後完了前に解除等があった場合は、前項の規定にかかわらず、契約者は、その工事に関して解除等があったときまでに着手した工事の部分について、当市が別に算定した額を負担していただきます。この場合において、負担する費用の額は、別に算定した額に消費税相当額を加算した額とします。

第 3 節 割増金及び延滞利息

(割増金)

第 28 条 契約者は、料金の支払を不法に免れた場合は、その免れた額のほか、その免れた額（消費税相当額を加算しない額とします。）の 2 倍に相当する額に消費税相当額を加算した額を割増金として、当市が別に定める方法により支払っていただきます。

(延滞利息)

第 29 条 契約者は、料金その他の責務（延滞利息を除きます。）について支払期日を経過してもなおお支払いがない場合には、支払期日の翌日から支払の日の前日までの日数について、年 14.5% の割合で計算して得た額を延滞利息として、当市が別に定める方法によって支払っていただきます。ただし、支払期日の翌日から起算して 10 日以内に支払いがあった場合には、この限りではありません。

第 8 章 保 守

(当市の維持責任)

第 30 条 当市は、当市の設置した電気通信設備を事業用電気通信設備規則（昭和 60 年郵政省令第 30 号）に適合するよう維持します。

(契約者の維持責任)

第 31 条 契約者は、自営端末設備又は、自営電気通信設備を、技術基準に適合するよう維持していただきます。

(設備の修理又は復旧)

第 32 条 当市は、当市の設置した電気通信設備が故障し、又は滅失した場合に、全部を修理し、又は復旧することができないときは、事業法施行規則に規定された公共の利益のため緊急に行うことを要する通信を優先的に取り扱うため、当市が別に定める順序でその電気通信設備を修理又は復旧します。

(契約者の切分け責任)

第 33 条 契約者は、自営端末設備又は自営電気通信設備（当市が別に定めるところにより当市と保守契約を締結している自営端末設備又は、自営電気通信設備を除きます。以下この条において同じとします。）が当市の電気通信回線設備に接続されている場合において、当市が設置した電気通信設備が正常に稼動しなくなったときは、当該自営端末設備又は自営電気通信設備に故障のないことを確認の上、当市に当市の電気通信回線設備その他電気通信設備の修理の請求をしていただきます。

2 前項の確認に際して、契約者から請求があった場合には、当市が別に定めるインターネット接続サービス取扱所又は当町が指定する者が当市が別に定める方法により試験を行い、その結果を契約者にお知らせします。

3 当市は、前項の試験により当市の電気通信回線設備その他当市の電気通信設備に故障がないと判定した結果を契約者にお知らせした後において、契約者の請求により当市の係員を派遣した結果、故障の原因が自営端末設備又は自営電気通信設備にあったときは、契約者にその派遣に要した費用の額に消費税相当額を加算した額を負担していただきます。

## 第 9 章 損害賠償

(責任の制限)

第 34 条 当市は、インターネット接続サービスを提供すべき場合において、当市の責めに帰すべき理由によりその提供をしなかったときは、そのインターネット接続サービスが全く利用できない状態（その契約に係る電気通信設備によるすべての通信に著しい支障が生じ、全く利用できない状態と同程度の状態となる場合を含みます。以下この条において同じとします。）にあることを当市が認知した時刻から起算して、24 時間以上その状態が連続したときに限り、その契約者の損害を賠償します。

2 前項の場合において、当市は、インターネット接続サービスが全く利用できない状態にあることを当市が認知した時刻以後その状態が連続した時間（24 時間の倍数である部分に限ります）について、24 時間ごとに日数を計算し、その日数に対応するインターネット接続サービスの利用料等の料金表（料金表の規定によりその利用の都度発生する利用料については、インターネット接続サービスを全く利用できない状態が連続した期間の初日の属する料金月（1 の暦月起算日（当町が契約ごとに定める毎暦月の一定の日をいいます。）から次の暦月の起算日の前日までの間をいいます。以下同じとします。）の前 6 料金月の 1 日あたりの平均利用料（前 6 料金月の実績を把握することが困難な場合には、当町が別に定める方法により算出した額）により算出します。）

3 当市の故意又は重大な過失によりインターネット接続サービスの提供をしなかったときは、前 2 項の規定は適用しません。

(免責)

第 35 条 当市は、契約者が本サービスの利用に関して損害を被った場合、前条（責任の制限）の

規定によるほかは、何らの責任も負いません。

- 2 当市は、インターネット接続サービスに係る設備その他の電気通信設備の設置、撤去、修理又は復旧の工事に当たって、契約者が所有若しくは占有する土地、建物その他の工作物等に損害を与えた場合に、それが当市の故意又は重大な過失により生じたものであるときを除き、損害を賠償しません。
- 3 当市は、この約款等の変更により自営端末設備又は自営電気通信設備の改造又は変更（以下この条において「改造等」といいます。）を要することとなる場合であっても、その改造等に要する費用については負担しません。ただし、事業法の規定に基づき当市が定めるインターネット接続サービスに係る端末設備等の接続の技術的条件の設定又は変更により、現に契約者回線に接続されている自営端末設備又は自営電気通信設備の改造等を要する場合は、当市は、その改造等を要する費用のうちその変更した規定に係る部分に限り負担します。

## 第10章 雑 則

（承諾の限界）

第36条 当市は、契約者から工事その他の請求があった場合に、その請求を承諾することが技術的に困難なとき若しくは保守することが著しく困難であるとき又は料金その他責務の支払を現に怠り若しくは怠るおそれがあると認められる相当の理由があるとき等当市の業務の遂行上支障があるときは、その請求が承諾しないことがあります。この場合は、その理由をその請求をした者に通知します。ただし、この約款において別段の定めがある場合は、その定めるところによります。

（利用に係る契約者の義務）

第37条 当市はインターネット接続サービスの提供に必要な電気通信設備の設置のため、契約者が所有若しくは占有する土地、建物その他の工作物等は無償で使用できるものとします。この場合、地主、家主その他の利害関係人があるときは、当該契約者は予め必要な承諾を得ておくものとし、これに関する責任は契約者が負うものとします。

- 2 契約者は、当市又は当市の指定する者が、設備の設置、調整、検査、修理等を行うため、土地、建物その他の工作物等への立ち入りを求めた場合は、これに協力するものとします。
- 3 契約者は、当市が契約に基づき設置した電気通信設備を移動し、取り外し、変更し、分解し、若しくは損壊し、又はその設備に線条その他の導体を連絡しないこととします。ただし、天災、事変その他の事態に際して保護する必要があるとき又は自営端末設備若しくは自営電気通信設備の接続若しくは保守のために必要があるときは、この限りではありません。
- 4 契約者は、故意に契約者回線を保留にしたまま放置し、その他通信の伝送交換に妨害を与える行為を行わないこととします。
- 5 契約者は、当市が業務の遂行上支障がないと認めた場合を除いて、当市が契約に基づき設置した電気通信設備に他の機械、不可部品等を取り付けないこととします。
- 6 契約者は、当市が契約に基づき設置した電気通信設備を善良な管理者の注意を持って保管する

こととします。

7 契約者は、前4項の規定に違反して電気通信設備を亡失し、又はき損したときは、当市が指定する期日までにその補充、修繕その他の工事等に必要な表を支払っていただきます。

(相互接続事業者のインターネット接続サービス)

第38条 契約者は、当市の相互接続事業者と相互接続利用契約を締結することとなります。この場合において、その契約者は、当市が相互接続利用契約により生じることとなる債権を譲り受けたものとして、この約款に基づき料金を請求することを承認していただきます。

2 契約の解除があった場合は、その解除があった時に、当市の相互接続事業者のインターネット接続サービス利用契約についても解除があったものとします。

(技術的事項及び技術資料の閲覧)

第39条 当市は、当市が別に定めるインターネット接続サービス取扱所において、インターネット接続サービスに係る基本的な技術的事項及び契約者がインターネット接続サービスを利用する上で参考となる事項を記載した技術資料を閲覧に供します。

(営業区域)

第40条 営業区域は、当市が別に定めるところによります。

(閲覧)

第41条 この約款において、当市が別に定めることとしている事項については、当市は閲覧に供します。

注1 第4条に規定する用語の「種類」、「種別」及び「品目」については事業者の選択により該当するものを適用するものとする。

注2 以下の各条については、事業者の選択により適用しないことができる。

第6条、第12条、第21条第2号

注3 該当する条項等を選択して適用するに当たっては、条項等の番号は一連番号とすること。

## 届出料金表

### I 通則

(届出料金表の適用)

1. 当市が提供するインターネット接続サービスに関する料金は、この届出料金表に規定するほか、電気通信事業法施行規則第 19 条の 2 に基づき当市が別に定めるところにより適用します。

(料金等の変更)

2. 当市が提供するインターネット接続サービスに関する料金を、電気通信事業法第 31 条第 1 項の規定に基づき総務大臣に届け出て、又は電気通信事業法施行規則第 19 条の 2 に基づき当市が別に定めて変更することがあります。この場合には変更後の料金となります。

(料金等の臨時減免)

3. 当市は、災害が発生し、または発生する恐れがある場合には料金表または約款の規定にかかわらず、臨時にその料金または工事に関する費用を減免することがあります。

(料金減免時の告知)

4. 当市は、料金の減免を行ったときは当市事務局に掲示する等の方法により、その旨を周知します。

### II 料金額

#### 1. 加入金 (1 契約毎)

サービス形態	加入金
端末 IP 型 CATV インターネット	5, 140 円 (税込)

#### 2. 利用料 (1 契約毎加入時)

項 目	サービス形態	端末 IP 型 CATV インターネット
最大通信速度 及び 利用料金 (月額料)	6 M サービス	下り 6.0Mbps / 上り 1.5Mbps ベスト・エフォート型通信 2, 780 円 (税込)
	20 M サービス	下り 20.0Mbps / 上り 2.0Mbps ベスト・エフォート型通信 3, 810 円 (税込)
インターネット の接続	IP アドレス (グローバル IP)	1 個 (可変)
ホームページ の開設	FTP - ID	1 アカウント
	保存ファイル容量	100 MB まで
電子メールの 利用	メール ID	1 アカウント
	保存ファイル容量	100 MB まで

### 3. 付加機能使用料

種 別	内 容	提供条件	料金 (月額)
メールアカウント追加機能	予め利用者に割り当てたメールアカウントの他にメールアカウントを追加する機能をいう。	1. メールアカウントの追加は5アカウントまでとする。 2. 1メールアカウント毎に100MBの保存容量を割り当てる。	1 メールアカウント毎に  210円 (税込)

### 4. 契約の開始及び解約の取り扱い

サービス形態	開 始	解 約
端末 IP 型 CATV インターネット	ケーブルモデム及びIP音声告知端末機のインターネット通信確認日とする。月途中の開始の場合、本サービス開始は翌月とする。	1. 利用終了日 (加入指定日) に係わらず、当該月の利用料金を支払うものとする。 2. 最低利用期間は6ヶ月とする。

### 5. 手続きに関する料金

項 目	金 額	備 考
メールアドレスの追加	一件毎に 310円 (税込)	加入者の申し出によってメールアドレスを追加する場合であって、業務遂行上必要のある場合は除く。
メールアドレスの変更	一件毎に 510円 (税込)	加入者の申し出によってメールアドレスを変更する場合であって、業務遂行上必要のある場合は除く。
加入形態 (最大通信速度) の変更	一件毎に 510円 (税込)	加入者の申し出によって最大通信速度を変更する場合であって、業務遂行上必要のある場合は除く。
パスワードの初期化	一件毎に 510円 (税込)	加入者の申し出によりパスワードを初期化する場合であって、業務遂行上必要ある場合は除く。

### 6. その他

項 目	金 額	備 考
専用ケーブルモデム別設置費	15,430円 (税込)	標準工事の場合に適用。 ◆ 宅内の配線状況等により増幅器が必要な場合は、加入者の負担によるものとする。 ◆ 隠蔽工事やその他特殊工事が発生した場合は別途費用が加算されるものとする。 ◆ 工事費用は、市に支払うものとする。